

## 令和8年度学校業務改善伴走型支援業務 仕様書（案）

### 1 業務名

令和8年度学校業務改善伴走型支援業務

### 2 目的

学校が自発的・主体的に働き方改革を進めることができるよう、外部コンサルタントを活用した伴走型支援を行うとともに、青森県教育委員会及び県内市町村教育委員会職員向けの研修を行うことにより、教育委員会が学校への伴走型支援を持続的に行うことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

### 4 業務内容

#### （1）県内公立学校への個別伴走型支援の実施

県内公立学校のうち希望する学校において、実効性のある業務改善活動が実践できるよう、教育委員会職員と連携しながら、業務改善の計画から実行までの学校の実情に応じた助言や業務改善事例の紹介等の個別伴走型支援を行う。（教育委員会職員による実践分と合わせて100校程度。）

#### （2）教育委員会職員への研修

ア 教育委員会の職員が、学校に対し個別伴走型支援を持続的に行うことができるよう、必要となる知見等を教授するための研修を行う。

イ 研修を受けた教育委員会職員が、学校に対して個別伴走型支援を実践する際の支援及び助言指導を行う。

#### （3）交流会の開催（合計2回程度）

業務改善に取り組む教職員の協働的な取組を促進するため、個別伴走型支援を実施する学校間の交流の場を設ける。

#### （4）県内公立学校教職員等を対象とした研修会等の開催（合計25回程度）

ア 学校が、自発的・主体的に業務改善を進めることができるよう、県内公立学校の教職員を対象に、業務改善に必要な力や進め方等に関する研修・講演を行う。

イ 教職員それぞれが自身の働き方を見直すことができるよう、県内公立学校教職員を対象に、タイムマネジメントに関する研修を行う。

#### （5）その他

（1）から（4）に係るもの以外に、企画提案競技において提案された内容のうち、発注者が受注者に実施を依頼するもの。

## 5 業務実施体制

受注者は、本業務に必要な人員を配置・確保し、契約後速やかに責任者及び担当者等を発注者に書面により報告すること。なお、報告した内容に変更が生じた場合も同様に、速やかに書面により申し出るものとする。

## 6 権利関係

本業務において生じる全ての著作権は、青森県（教育委員会）に帰属する。

## 7 再委託

本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者に書面により承諾を求めるとともに、「5 業務実施体制」により報告する書面に記載すること。ただし、本業務の全部を第三者に委託することはできない。

## 8 成果品

個別伴走型支援の手法を県内の教育委員会及び学校に広く共有するため、取組内容及び効果等を取りまとめたレポートを作成し、令和9年3月19日までに、電子データを提出すること。

## 9 その他

- (1) 受注者は、本業務について発注者と速やかに連絡調整できる体制づくりに努めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。